

ID: 3038

担当部署: 産業観光課

処分の概要	業務の停止又は役員の改選命令		
法令名 根拠条項	農業協同組合法 第95条第2項		
法令番号	昭和22年法律第132号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第95条第2項の規定による。</p> <p>組合若しくは農事組合法人又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日